

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……(環境局環境改善部化学物質対策課)……五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(同)……六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……八
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、休止、廃止及び再開……(福祉保健局障害者施策推進部計画課)……九
- クリーニング師の研修の指定……(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……一〇
- 知事指定薬物の指定の失効……(福祉保健局健康安全全部業務課)……一〇
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……(同)……一〇

告示(選)

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……二
- 排水設備工事責任技術者資格試験の実施……(下水道局)……三

告示

●東京都告示第九百九十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十六年七月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 日時 平成二十六年七月二十二日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 株式会社フィリアス
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 星 健
 - (三) 主たる事務所の所在地 新宿区四谷三丁目八番地
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九二七四三号
 - (五) 免許年月日 平成二十三年三月四日

●東京都告示第九百九十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、都営村山団地(後

期)建替事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定め、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

- 武蔵村山市 緑が丘、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明四丁目、中藤五丁目、学園二丁目、学園三丁目、学園四丁目、学園五丁目、大南一丁目、大南二丁目、大南三丁目、大南四丁目及び大南五丁目区域
- 東大和市 芋窪三丁目、芋窪四丁目、芋窪五丁目、芋窪六丁目、蔵敷二丁目、蔵敷三丁目、上北台一丁目、上北台二丁目、上北台三丁目、立野一丁目、立野二丁目、立野三丁目、立野四丁目、桜が丘二丁目、桜が丘三丁目及び桜が丘四丁目区域
- 立川市 柏町五丁目、砂川町七丁目及び砂川町八丁目区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 東京都 東京都知事 外 添 要 一
- 新宿区西新宿二丁目八番一号 対象事業の名称及び種類
- 都営村山団地(後期)建替事業 住宅団地の新設

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、昭和三十九年度から昭和四十一年度まで

に建設された都営村山団地の建替事業の一環で、平成九年から着手している建替事業に続き、既存の都営住宅の除却と約二千四百戸の都営住宅の新築及び付帯施設の整備を行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十六年七月十日から同年八月八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 武蔵村山市生活環境部環境課

武蔵村山市本町一丁目一番地の一

イ 東大和市環境部環境課

東大和市中央三丁目九百三十番地

ウ 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千百五十六番地の九

エ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十六年八月二十五日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業の実施による環境に及ぼす影響の評価の結論を表(1)～(4)に示す。

表(1) 本事業の実施による環境に及ぼす影響の評価の結論

| 環境影響評価の項目 | 環境に及ぼす影響の評価の結論 |
|-----------|--|
| 大気汚染 | <p>【建設機械の稼働に伴い発生する大気質の影響】 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素の年平均値は計画地内で0.037～0.061ppm(寄与率19～64%)、敷地境界で0.032～0.055ppm(寄与率19～54%)となり、工事によっては評価の指標である環境基準(0.06ppm)を上回る結果となった。 浮遊粒子状物質の年平均値は計画地内で0.048～0.055mg/m³(寄与率4～20%)、敷地境界で0.046～0.052mg/m³(寄与率0～15%)となり、評価の指標である環境基準(0.10mg/m³)を満足する。 二酸化窒素については、可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用することとしているが、さらに最新の排出ガス対策型建設機械の使用や工事の平準化に取組み、大気質の影響の低減化に努めることとする。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する大気質の影響】 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素の年平均値は0.032～0.040ppm(寄与率0.0～0.5%)となり、評価の指標である環境基準(0.06ppm)を満足する。 浮遊粒子状物質の年平均値は年間2%除外値は0.049～0.050mg/m³(寄与率はいずれも0.0%)となり、評価の指標である環境基準(0.10mg/m³)を満足する。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の影響】</p> <p>①騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、計画地内で73.4～78.7dB、敷地境界で54.3～74.7dBであり、評価の指標である東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)に定める指定建設作業騒音の動音基準(80dB)を満足する。なお、予測結果が、評価の指標に近い値であることから、工事の実施においては、周辺への騒音の影響を低減させるため環境保全措置に示した内容等に十分留意し、騒音の低減に努めることとする。</p> <p>②振動 建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果は、計画地内で64.4～68.6dB、敷地境界で35.8～68.5dBであり、評価の指標である東京都の「環境確保条例」に定める指定建設作業振動の動音基準(70dB)を満足する。なお、予測結果が、評価の指標に近い値であることから、工事の実施においては、周辺への振動の影響を低減させるため環境保全措置に示した内容等に十分留意し、振動の低減に努めることとする。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響】</p> <p>①騒音 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、62.1～73.9dBであり、団地西通りを除き、評価の指標である環境基準を上回る結果となるが、団地西通りを除く地点は、現況において評価の指標を上回っている状況である。 このため、現況の一般車両のみの条件と比較すると、工事用車両の走行時における道路交通騒音レベルの増加分は、0.0～0.3dBとほとんど増加しない結果であることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいものと考ええる。</p> <p>②振動 工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、昼間43.5～54.0dB、夜間36.7～50.0dBであり、評価の指標である東京都の「環境確保条例」に定める日常生活等に係る振動の規制基準を満足する。</p> |

表(2) 本事業の実施による環境に及ぼす影響の評価の結論

| 環境影響評価の項目 | 環境に及ぼす影響の評価の結論 |
|-----------|---|
| 水循環 | <p>【掘削工事に伴う水循環への影響】 掘削工事における基礎掘削深度は、最大でGL-3m程度であり比較的浅く、計画地内の地下水は、ボーリング調査結果からGL-6.0m付近であると考えられる。このことから、掘削工事により地下水が排出されることはなく、地下水の流動を阻害することもないと考ええる。また、杭工事は、アースオーガーによる工法を採用する予定であり、安定液を使用して孔壁を保護しながら掘削することで、地下水の排出を最小限に抑えることができ、杭工事に伴う周辺の地下水位に与える影響はないと考ええる。 以上のことから、評価の指標である「地下水の流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>【計画建築物の存在による水循環への影響】 予測の結果、計画建築物には地下室はなく、基礎構造物の深さは最大でGL-3mであることから、計画建築物の存在によりGL-6.0m付近にある地下水の流動を阻害することはないと考ええる。また、杭は、杭径φ600mm～φ700mmを1箇所につき3本施工し、杭打箇所の間隔は約5m～10mであることから、杭の存在により周辺の地下水の流動を阻害することはないと考ええる。 以上のことから、評価の指標である「地下水の流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>【土地利用の変化による水循環への影響】 予測の結果、本事業では、住宅用地、駐車場、道路、広場、緑地等に降った雨水を原則として地下浸透させることにより、供用地上における計画地からの雨水の表面流出量は、現況14,955mm²/hに対して、7,615mm²/hと現況の約51%に減少する。以上のことから、評価の指標である「建物、裸地、駐車場等に降った雨水を地下に浸透させること」及び「雨水の流出量を増加させないこと」を満足すると考える。</p> <p>【計画建築物の存在による日影の影響】 本事業では、周辺地域への日影の影響を低減するため、団地中心部に高層住棟を配置し、外周道路沿いは階数を低くする計画である。予測の結果、地上4mの高さにおいて、計画地西側住居に対しては2.5時間以内、計画地東側住居に対しては2時間以内となり、評価の指標である「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による規制値を満足する。 また、冬至においては、計画地の西側で午前、計画地の東側で午後で日影時間が約50分増加することになるが、その他の季節においては、現況とほとんど変わらないが、場所によっては日影時間が減少する。 なお、計画地に隣接した、西～北～東には、学校や入院設備のある病院等の特に配慮すべき施設は存在していない。</p> |
| 電波障害 | <p>【計画建築物の存在によるテレビ電波の受信への影響】 地上デジタル放送の予測結果から、計画地の西側においては計画建築物の建設後に遮へい障害が発生することが予測されたが、送信電波が計画建築物の間を抜ける位置では受信が可能である。また、対象地域は、受信障害が発生しない商業用CATVに加入している家庭も多い。環境保全措置に記載したように、計画建築物建設後にテレビ受信障害が発生した家庭については、電波障害を解消するための適切な対応をとることとする。 さらに、衛星放送の予測結果は、計画地外の住居等に対して、障害は発生しない結果となった。 以上のことから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると考える。</p> |

表 (3) 本事業の実施による環境に及ぼす影響の評価の結論

| 環境影響評価の項目 | 環境に及ぼす影響の評価の結論 |
|--------------|---|
| 景観 | <p>【計画建築物の存在による景観への影響】</p> <p>主要な景観構成要素の改変及びその改変による地域景観の特性の変化の程度予測結果については、眺望地点から見える緑の割合の変化は大きく、眺望景観にほとんど変化はないと予測された。また、環境保全措置に示した公園の保全、緑道の整備や植栽を実施することから、評価の指標である「緑を含む地域景観の変化を抑え、良好な市街地景観を形成すること」を満足すると考える。</p> <p>圧迫感の変化の程度については、建替事業区域外の地点で事業実施により見えてくる建築物の形態率は1.1~1.5%と評価の指標とした形態率15%を下回る。これに対し、建替事業区域内の地点では事業により見えてくる建築物の形態率は22.9~28.8%と評価の指標とした形態率14%を上回る。しかし、計画建築物の高さに変化をつけることで、視線の抜けをつくと共に、建物配置を直線的に並べないようにするなどで、長大な壁面を避けるなど、建築計画で配慮することにより圧迫感の変化は小さいと考える。</p> |
| 自然との触れ合い活動の場 | <p>【工事用車両の走行による自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響】</p> <p>計画地内のオカネ塚公園、カマキリ公園、緑が丘公園、大南公園については、工事の実施により周辺道路の交通量は、時間当たり最大で10%の増加となる。また、計画地内道路では、時間当たり最大90台（通勤時間の小型車台数、通勤時間を除く8:00~17:00の間は、大型車のみで1時間当たり最大3台。）となる。しかし、いずれの道路にも歩道が設置され、周辺道路には、信号付横断歩道や歩道橋が整備されており、利用経路も多数存在するため、公園までの利用形態や到達時間が変化することはないと考える。</p> <p>計画地周辺における公園については、後期計画区域から離れており、近接して工事用車両が走行することはないため、工事の実施による公園への利用経路の阻害や公園までの利用形態及び到達時間の変化は生じないと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場までの利用経路の阻害、利用形態の変化、到達時間の変化を生じないこと」を満足すると考える。</p> <p>【自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変】</p> <p>計画地内のオカネ塚公園、緑が丘公園、大南公園の改変はない。カマキリ公園については、北側隣接区間の既存住居を除却後、公園として整備することにより、現状の約10%（220m²）増加し、全体で2,400m²となる。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場を減少させないこと」を満足すると考える。</p> |
| 廃棄物 | <p>【建替工事に伴う建設廃棄物、建設発生土の影響】</p> <p>土工事により発生する建設発生土約88,100m³の内、埋戻しに利用する量約55,200m³は、計画地内に仮置きし、再利用を行う。搬出される建設発生土約32,900m³は、99%以上の再利用を目標として、東京都建設発生土再利用センター等を活用し、再利用を図る。</p> <p>また、その他の建設廃棄物は、除却工事において約173,700t、建設工事において約4,321t発生するが、最低でも98%以上の再資源化率を目標とし、「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」、「東京都建設リサイクル推進計画」等に基づき可能な限り再資源化を行なう。再資源化できない廃棄物については、関係法令に定める許可を受けた処理施設に運搬し、適正に処理を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」の内容及び「東京都建設リサイクル推進計画」に示される目標値を満足すると考える。</p> |

表 (4) 本事業の実施による環境に及ぼす影響の評価の結論

| 環境影響評価の項目 | 環境に及ぼす影響の評価の結論 |
|-----------|---|
| 温室効果ガス | <p>【計画建築物の共用に伴う温室効果ガスの影響】</p> <p>本事業により、工事の完了後に事業者自らが温室効果ガスを排出する行為はなない。</p> <p>建築物の設計に当たっては、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「品確法」という。）における住宅性能表示の等級である、省エネルギー対策等級3相当以上の性能基準または仕様基準を採用予定であり、年間暖房負荷の低減を図る。また、「東京都建築物環境配慮指針に基づく評価基準」の環境配慮の措置の評価については、段階2以上の配慮の措置を指標とすることで、住宅供用時のエネルギー使用の合理化が図られるものとする。</p> <p>さらに、本計画では、新たに建設する全ての住棟に対し、太陽光発電設備（1棟10kW：5.25 kg-CO₂の削減に相当）を設置する計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「関係法令等に示される事業者の責務等」を満足すると考える。</p> |

●東京都告示第九百九十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第九百九十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（中野区江古田三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

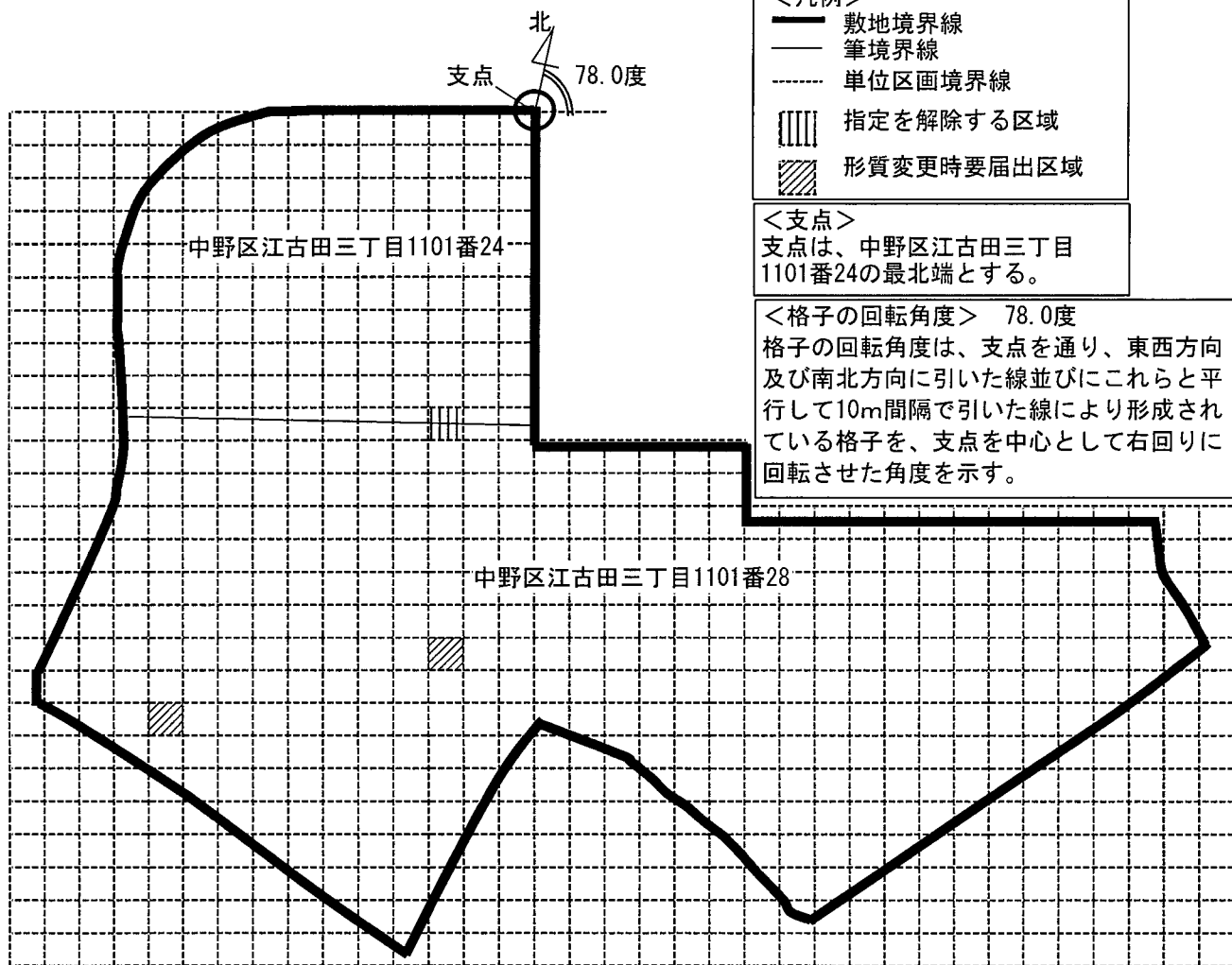
別 図

<凡例>

- 敷地境界線
- 筆境界線
- - - 単位区画境界線
- ||||| 指定を解除する区域
- //// 形質変更時要届出区域

<支点>
 支点は、中野区江古田三丁目1101番24の最北端とする。

<格子の回転角度> 78.0度
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第九百九十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区西品川
一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物、シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエ
チレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合
物

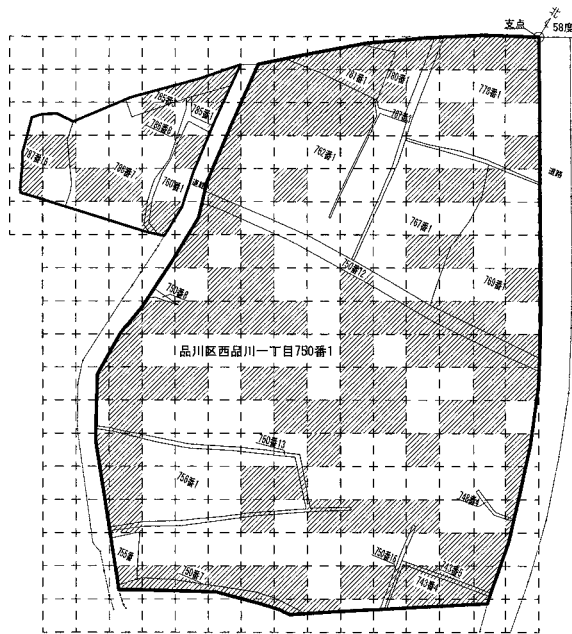
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【支点】
支点は、品川区西品川一丁目778番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 58度
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向
に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線
により構成される格子を、支点を中心として右回りに回
転させた角度を示す。

- 凡 例
- 敷地境界線
 - - - 単位区画境界線
 - 筆境界線
 - ▨ 形質変更時要届出区域



●東京都告示第九百九十九号

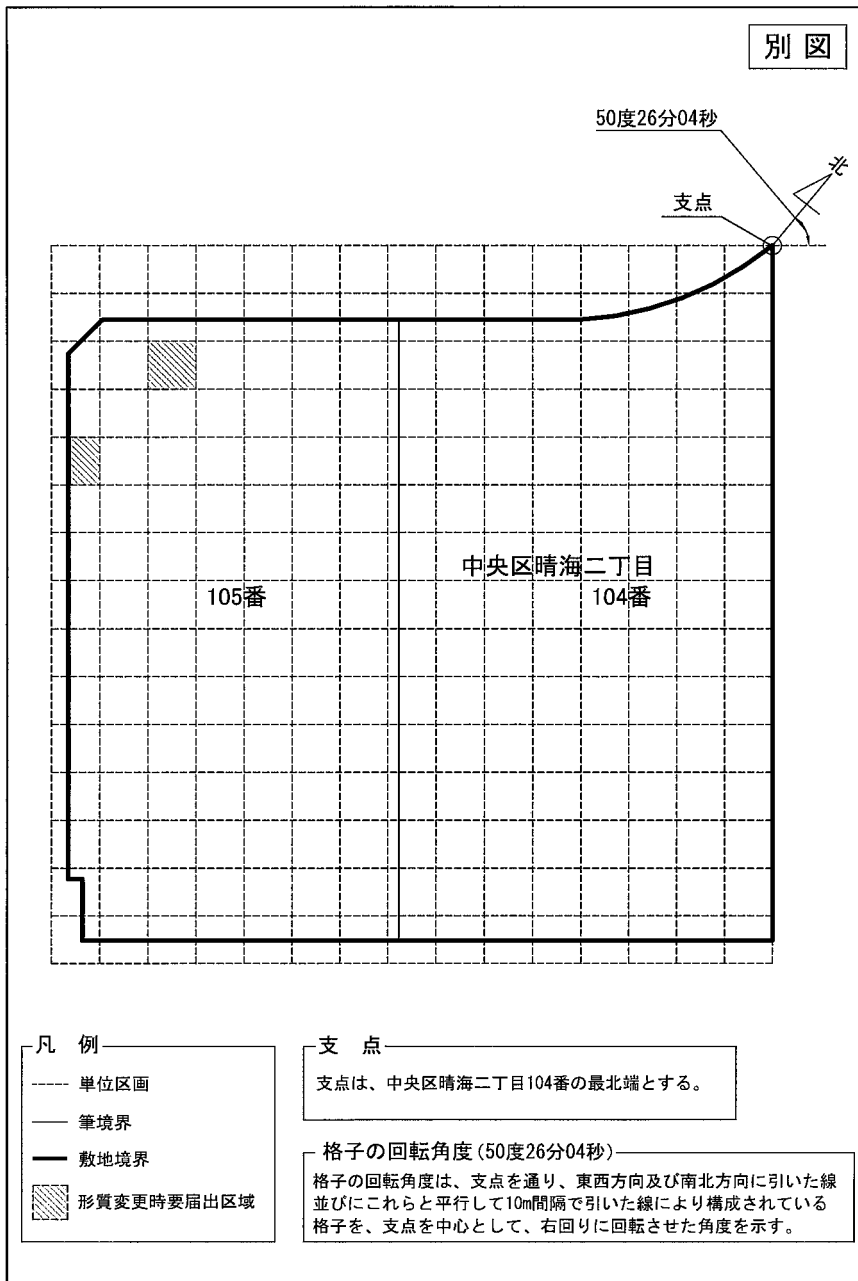
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区晴海二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千号

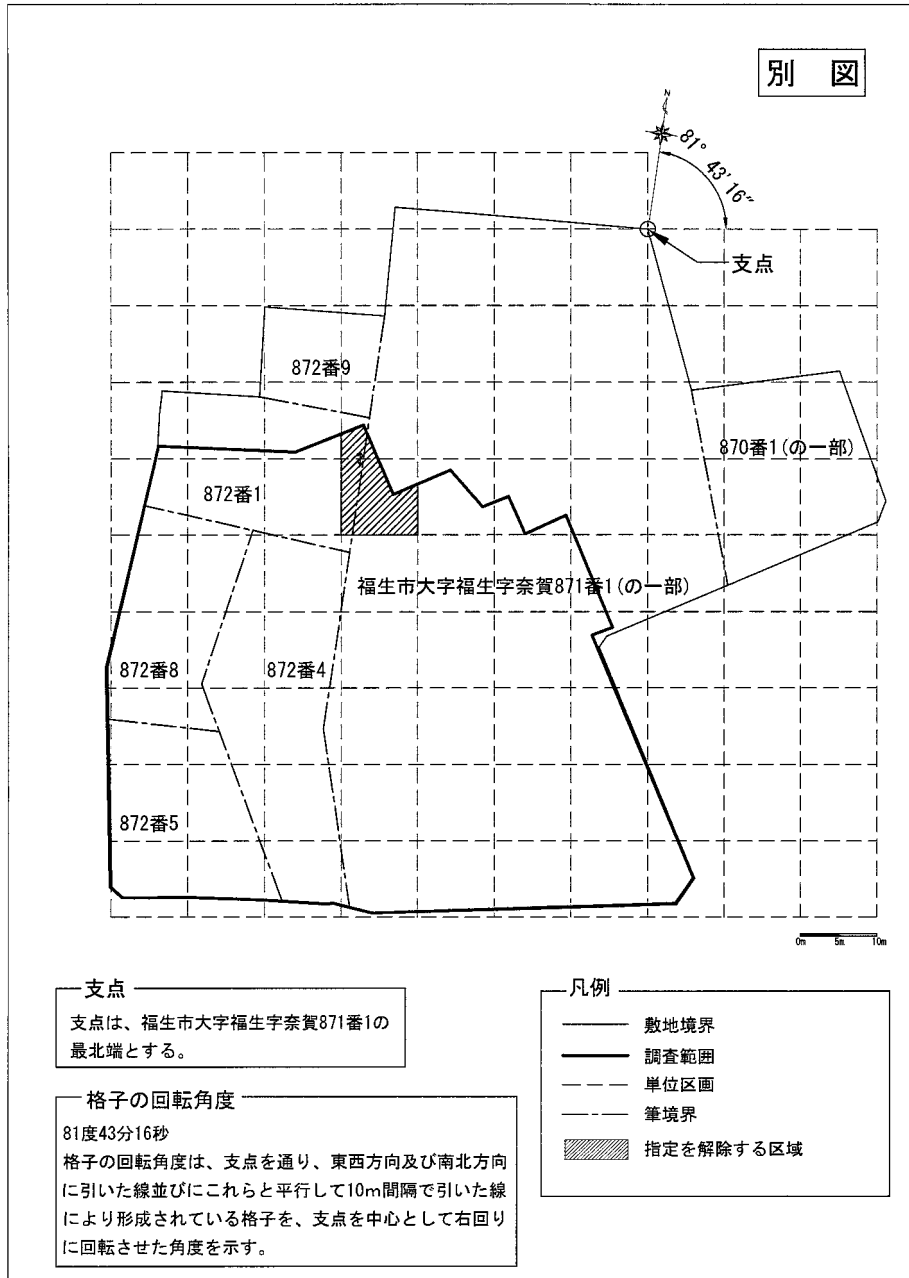
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十六年東京都告示第八百四十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（福生市大字福生字奈賀地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



支点
 支点は、福生市大字福生字奈賀871番1の最北端とする。

格子の回転角度
 81度43分16秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- 敷地境界
- 調査範囲
- - - 単位区画
- 筆境界
- 指定を解除する区域

●東京都告示第千一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十日

東京都知事 外 添 要 一

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 辞退

| 名 称 | 所 在 地 | 辞退年月日 |
|------------|----------------|------------|
| 岡部こどもクリニック | 小平市小川町1-512-12 | 平成24年3月31日 |

(2) 廃止

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-----------------------|----------------------|------------|
| 医療法人社団久馨会 あいクリニック大手町 | 千代田区内神田3-4-10 氏家ビル5階 | 平成25年3月31日 |
| 安田医院 | 杉並区荻窪5-11-19 | 同日 |
| 医療法人社団惟心会 りんかい築地クリニック | 中央区築地1-5-11 築地KBビル5階 | 平成25年5月31日 |

薬局(精神通院医療)

(1) 休止

| 名 称 | 所 在 地 | 休止年月日 |
|-------|---------------------------|------------|
| おばた薬局 | 八王子市棚田町1208 スーパーアルプスほぎま店内 | 平成25年5月31日 |

(2) 廃止

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-----------------|-------------------------------|------------|
| ウエルシア薬局 葛飾立石店 | 葛飾区立石5-7-19 | 平成22年7月9日 |
| ウエルシア薬局 青梅今寺店 | 青梅市今寺5-13-1 | 平成22年9月26日 |
| 東京マルゼン薬局 | 中央区八重洲2-1 八重洲大地下街南1号 | 平成23年9月30日 |
| ななほし薬局 | 小金井市前原町3-41-24 | 平成24年4月10日 |
| ヒロ薬局 錦糸町店 | 墨田区太平3-19-7 | 平成24年5月31日 |
| やまなみ薬局 | 国分寺市泉町3-37-31 | 平成24年6月28日 |
| 日本調剤東上野薬局 | 台東区東上野3-15-8 新かいつのビル1階 | 平成25年1月31日 |
| 二丁目調剤薬局 | 中央区日本橋2-1-16 | 平成25年3月31日 |
| 廣誠薬局 | 渋谷区笹塚1-56-7 | 同日 |
| しんび堂薬局 | 香取市東伏見1-14-12 | 平成25年4月8日 |
| なごみ薬局 | 目黒区中町2-44-12 目黒津築会館ビルB101号 | 平成25年4月15日 |
| スギ薬局 花小金井店 | 小平市花小金井5-58-16 | 平成25年4月22日 |
| 西小山駅前薬局 | 品川区小山6-5-2 ウェストヒルズ2 1階 | 平成25年4月30日 |
| けやき薬局 | 練馬区石神井町2-7-4 豊田ビル101 | 同日 |
| アビック薬局 清瀬店 | 清瀬市元町1-4-26 | 同日 |
| 薬局コスモス中野坂上 | 中野区本町2-46-1 中野坂上サンプライトツインB106 | 平成25年5月10日 |
| 二六堂薬局 お茶の水店 | 千代田区神田駿河台2-4 | 平成25年5月15日 |
| 中川薬局 八広店 | 墨田区八広6-28-21 コンフォルト八広101号 | 平成25年5月31日 |
| 蘭調剤薬局 蓮根店 | 板橋区坂下2-32-14 フレール蓮根1階 | 同日 |
| アイン薬局 府中医療センター店 | 府中市武蔵台3-3-2 | 平成25年6月1日 |
| 本町薬局 | 八王子市本町13-3 森本ビル1階 | 平成25年6月20日 |
| 新橋駅前かねまん薬局 | 港区新橋2-18-3 2階 | 平成25年6月29日 |
| 板橋区役所駅前かねまん薬局 | 板橋区板橋2-61-10 | 同日 |
| つばき薬局 矢部町店 | 町田市矢部町2692-12 | 同日 |
| クオール薬局 広尾店 | 港区南麻布5-1-8 山田ビル1階 | 平成25年6月30日 |
| ミキ薬局 河田町店 | 新宿区河田町11-11 | 同日 |
| やすらぎ薬局 | 北区赤羽台4-5-3 | 同日 |
| きりん薬局 西新井店 | 足立区栗原3-30-9 | 平成25年7月25日 |
| 石川薬局 | 新宿区天神町65-4 石川荘1階 | 平成25年7月30日 |

| | | |
|---------------|------------------------|------------|
| クオール薬局 神田店 | 千代田区鍛冶町1-8-1 神田さくらビル1階 | 平成25年7月31日 |
| かちどき薬局 築地店 | 中央区明石町11-3 築地アサカビル | 同日 |
| クオール薬局 南青山店 | 港区南青山2-22-15 クリヤマビル1階 | 同日 |
| 日生薬局 西落合店 | 新宿区西落合4-3-15 | 同日 |
| 日本調剤 豊島薬局 | 豊島区豊島3-14-18 | 同日 |
| あやせ薬局 支店 | 葛飾区小菅4-1-3 笹川ビル1階 | 平成25年8月1日 |
| 愛生堂温沼薬局 | 大田区西蒲田6-33-9 江上ビル103 | 平成25年8月20日 |
| たちばな薬局 小川店 | 町田市小川2-36-3 | 同日 |
| ファーマライズ薬局 中野店 | 中野区中野4-7-9 | 平成25年8月31日 |

(3) 再開

| 名称 | 所在地 | 再開年月日 |
|-----------|-----------------------------|-----------|
| 日本調剤信濃町薬局 | 新宿区信濃町34 JR信濃町ビル1階 | 平成25年8月1日 |
| おばた薬局 | 八王子市桐田町1208-1 スーパーアルプスほぎま店内 | 同日 |

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 辞退

| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|---------------|-------------------------|-----------|
| 訪問看護ステーションとんぼ | 八王子市片倉町461-1 ライフェック片倉1階 | 平成25年6月1日 |

(2) 廃止

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------------------|---------------------------|------------|
| 訪問看護ステーション ホームケア千歳鳥山 | 世田谷区南鳥山6-38-10 ビュアエリート201 | 平成23年10月1日 |

●東京都告示第千二百二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八條の二第一項の規定に基づき、クリーニング師に対する研修を次のように指定する。

平成二十六年七月十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 研修の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
港区新橋六丁目八番二号
- 二 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地
平成二十六年十一月三十日
東京ビッグサイト
江東区有明三丁目十一番一号
- 三 受講料
五千円

●東京都告示第千三百号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年七月十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 失効する知事指定薬物の名称
- (一) 化学名 ニー(二・五)ジメトキシシー四一ニトロフエニル)エタンアミン(通称名NICIN)及びその塩類
- (二) 化学名 ー「(三)ーメチルフェニル)メチル」ピペラジン(通称名ー「(三)ーメチルフェニル)メチル」ピペラジン)及びその塩類

(三) 化学名 Nー(ーアミノ)ー三・三ージメチルーーオキソブタンー二ーイル)ーーペンチル

ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド(通称名ADBIPIACA)及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成二十六年厚生労働省令第十八号)の施行により、薬事法(昭和十五年法律第四十五号)第二条第十四項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

平成二十六年七月十一日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる

設を次のとおり指定した。

平成二十六年七月十日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在 地

杜の癒しハウス・文京関 文京区関口二丁目十四番十二号

口 浮間舟渡ロマンヒルズt 板橋区舟渡二丁目十七番十五号

wo東 特別養護老人ホーム あ 板橋区小豆沢四丁目十四番三号

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域振興支援センター

三 代表者の氏名

北畠 美加

四 主たる事務所の所在地

東京都港区新橋四丁目三十一番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の環境保全を行うと共に、地域社会における福祉、まちづくり、雇用促進、地域安全活動等による地域経済の活性化を目指します。また、新技術の開発等による科学技術振興や、国際協力を広く行っていくきます。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人邦楽指導者ネットワーク21

三 代表者の氏名

田村 拓男

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山一丁目二十六番十六号五〇六

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で活動する邦楽指導者に対して、その技能の向上と自由で創造的な諸活動推進のための事業を行うとともに、市民が日本の伝統音楽を身近に楽しむ機会を創り拓げ、もってわが国の芸術文化の発展と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が

あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人チーム赤塚

三 代表者の氏名

関口 亨夫

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区赤塚二丁目一番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、住民等の地域に対する関心、意識を高めるための事業を企画、提案また実施することによって、住民参画による地域活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人僕らの一歩が日本を変える

三 代表者の氏名

青木 大和

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷四丁目一番三号 シヤルム80 七

〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、若者を主とした不特定多数の社会参画及び政治参画の促進、将来に社会の担い手となる若者の育成、情報化社会の発展による発信活動に関する事業を行い社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リボン

三 代表者の氏名

小林 真奈美

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区池上二丁目九番十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人達及びその家族に対し、地域生活を営む上で必要な支援及び社会生活を促進するための事業を行うとともに、障害者の自立支援を図ることで、障害者とその家族が地域の中で社会の一員として自分らしく、さらに豊かな生活が送れる社会の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あのか

三 代表者の氏名

小川原 芳枝

四 主たる事務所の所在地

東京都立川市幸町五丁目八十五番地の三 ミリオンコート玉川上水一〇七号室

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者、保護者及び関係者を対象として、障害児・者のことば研究・育成、子育て相談を目的とする。
1、障害児・者のことばや、コミュニケーション、表現する力を育てるために、ことばの発達とつまずきを明らかにし、ことばとからだをつなげてことばを育てるとともに、大人に教材作り、絵本の読み聞かせ等々の実践の仕方を、家族、関係者と関わって、「ことばの育て方」や「子どもへの関わり方」を伝えていくこと。
2、障害児・者の子育てに悩んでいる家族に対して相談にのり、障害児・者の全人的な成長発達を支援していくこと。
3、障害児・者のことば育成や子育て相談に関わることが出来る人の育成を行うこと。
以上三点を主たる目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本アートのライフスタイル推進機構

三 代表者の氏名

静岡 玲

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区神楽坂三丁目六番地 木村アパート一〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、絵画、音楽、彫刻その他あらゆる表現を用いた芸術活動の普及・啓蒙活動を行い、生活環境の向上及び心の健康に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

排水設備工事責任技術者資格試験の実施について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の八第四項に規定する排水設備工事責任技術者資格試験を実施するので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第十二条第四項の規定により公告する。
平成二十六年七月十日
東京都下水道局長 松 浦 將 行

一 試験期日

平成二十六年十月五日(日曜日)

二 試験会場

青山学院大学 渋谷区渋谷四丁目四番二十五号

三 受験申込書の提出期間、提出先等

(一) 提出期間

平成二十六年八月一日(金曜日)から同年九月一日(月曜日)まで(同日の消印によるものまで有効)

(二) 提出先

千代田区大手町二丁目六番二号
東京都下水道サービス株式会社

(三) 提出方法

郵送によること。

四 受験手数料

六千円

五 受験申込書等の配布について

試験案内、申込書等を下水道局施設管理部排水設備課、各下水道事務所お客さまサービス課及び市町村下水道担当部署において、平成二十六年七月二十二日（火曜日）から配布する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえにリサイクル適性です。